

改正後	現行
<p>I [本文略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 次の属(種)植物の球根類 ユリ属植物(Lilium L.):ウバユリ, スカシユリ, カノコユリ, ヤマユリ等 チューリップ(Tulipa spp.) ヒヤシンス(Hyacinthus orientalis L.) スイセン属植物(Narcissus L.) グラジオラス属植物(Gladiolus L.) クロッカス属植物(Crocus L.) アイリス属植物(Iris L.) フリージア属植物(Freesia Klatt.) Hippeastrum属植物(Hippeastrum Herb.) アマリリス属植物(Amaryllis L.):Belladonna lily, Hybrid Amaryllis ダーリア属植物(Dahlia Cav.) アネモネ属植物(Anemone L.):イチリンソウ, ニリンソウ, ハクサンイチゲ 等 ラナンキュラス属植物(Ranunculus L.):キツネノボタン, ウマノアシガタ, タガラシ等 ベゴニア属植物(Begonia L.) アリウム(Allium aflatunense, A. albopilosum, A. cowanii, A. flavum, A. giganteum, A. heldreichii, A. karataviense, A. moly, A. ostrowskianum, A. keplum, A. rosenbachianum, A. schoenoprasum, A. schubetii, A. serratum, A. victorialis, A. cyaneum, A. narcissiflorum, A. ursium, A. unifolium) グロキシニヤ属植物(Gloxinia L. Her.) シンギンニア属植物(Sinningia Nees.) ガランサス属植物(Galanthus L.)</p>	<p>I [本文略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 次の属(種)植物の球根類 ユリ属植物(Lilium L.):ウバユリ, スカシユリ, カノコユリ, ヤマユリ等 チューリップ(Tulipa spp.) ヒヤシンス(Hyacinthus orientalis L.) スイセン属植物(Narcissus L.) グラジオラス属植物(Gladiolus L.) クロッカス属植物(Crocus L.) アイリス属植物(Iris L.) フリージア属植物(Freesia Klatt.) Hippeastrum属植物(Hippeastrum Herb.) アマリリス属植物(Amaryllis L.):Belladonna lily, Hybrid Amaryllis ダーリア属植物(Dahlia Cav.) アネモネ属植物(Anemone L.):イチリンソウ, ニリンソウ, ハクサンイチゲ 等 ラナンキュラス属植物(Ranunculus L.):キツネノボタン, ウマノアシガタ, タガラシ等 ベゴニア属植物(Begonia L.) アリウム(Allium aflatunense, A. albopilosum, A. cowanii, A. flavum, A. giganteum, A. heldreichii, A. karataviense, A. moly, A. ostrowskianum, A. keplum, A. rosenbachianum, A. schoenoprasum, A. schubetii, A. serratum, A. victorialis, A. cyaneum, A. narcissiflorum, A. ursium, A. unifolium) グロキシニヤ属植物(Gloxinia L. Her.) シンギンニア属植物(Sinningia Nees.) ガランサス属植物(Galanthus L.)</p>

改正後	現行
<p>ただし、ヒヤシンス及びアマリリスの球根であって「特殊容器に封入されたオランダ王国産のヒヤシンス及びアマリリス球根に係る植物検疫の取扱いについて」（昭和62年9月8日付け62農蚕第5154号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、チューリップの球根であって「オランダ王国産チューリップ球根の隔離検疫の取扱いについて」（昭和63年4月18日付け63農蚕第2604号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、ユリの球根であって「オランダ王国産ユリ球根の隔離検疫の取扱いについて」（平成元年12月15日付け元農蚕第7709号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、ヒヤシンス及びアイリスの球根であって「オランダ王国産ヒヤシンス及びアイリス球根の隔離検疫の取扱いについて」（平成3年4月8日付け3農蚕第1992号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、クロッカス及びフリージアの球根であって「オランダ王国産クロッカス及びフリージア球根の隔離検疫の取扱いについて」（平成4年3月27日付け4農蚕第1817号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、<u>グラジオラス及びアマリリス球根であって「オランダ王国産グラジオラス及びアマリリス球根の隔離検疫の取扱いについて」（平成6年10月31日付け6農蚕第6607号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの並びにアマリリスの球根であって「特殊容器に封入された南アフリカ共和国産のアマリリス球根に係る植物検疫の取扱いについて」（平成6年11月29日付け6農蚕第7139号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているものを除く。</u></p>	<p>ただし、ヒヤシンス及びアマリリス球根であって「特殊容器に封入されたオランダ王国産のヒヤシンス及びアマリリス球根に係る植物検疫の取扱いについて」（昭和62年9月8日付け62農蚕第5154号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、チューリップの球根であって「オランダ王国産チューリップ球根の隔離検疫の取扱いについて」（昭和63年4月18日付け63農蚕第2604号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、ユリの球根であって「オランダ王国産ユリ球根の隔離検疫の取扱いについて」（平成元年12月15日付け元農蚕第7709号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、ヒヤシンス及びアイリス球根の根であって「オランダ王国産ヒヤシンス及びアイリス球の根隔離検疫の取扱いについて」（平成3年4月8日付け3農蚕第1992号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、クロッカス及びフリージアの球根であって「オランダ王国産クロッカス及びフリージア球根の隔離検疫の取扱いについて」（平成4年3月27日付け4農蚕第1817号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの<u>並びにグラジオラス及びアマリリス球根であって「オランダ王国産グラジオラス及びアマリリス球根の隔離検疫の取扱いについて」（平成6年10月31日付け6農蚕第6607号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているものを除く。</u></p>